

# 福島県森林環境交付金事業実施要領

平成18年4月1日

最終改正 平成23年8月8日

## 第1 趣旨

森林環境交付金事業の実施に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び福島県森林環境交付金交付要綱（平成18年3月31日付け17森第1671号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領による。

## 第2 森林環境基本枠（以下「基本枠」という。）

1 基本枠は、全ての市町村が別表第1に基づき継続的に一定の取り組みを行うことができるよう、次の算出基礎により得られた額を上限として市町村に対して交付する。

基本枠 = 基礎額 + 森林割 + 児童生徒割

(1) 基礎額は、一市町村当たり1,000,000円に、各市町村の財政力指数に応じた補正額を加算する。補正額は、事業実施前年度の財政力指数が県平均値を下回る市町村について、県平均値との差0.01当たり50,000円を乗じた額とする。

(2) 森林割は、事業実施前年度の4月1日現在の各市町村の私有林面積（地域森林計画対象面積）に100円/haを乗じた額及び国有林面積に50円/haを乗じた額とする。

(3) 児童生徒割は、事業実施前年度の5月1日現在の各市町村の小中学校一学年平均児童生徒数に500円/人を乗じた額及び小中学校数に15,000円/校を乗じた額とする。

2 市町村は、第6の森林環境交付金長期事業計画書を作成し、基本枠の一部を基金又は特別会計へ繰り入れて他の財源と明確に区分することにより、平成27年度までの期間で事業を実施できる。

3 前項の基金の管理から生じた収益は、当該市町村が造成した基金に繰り入れるものとする。また、事業の終了時において、前項の基金又は特別会計に残額がある場合は、これを県の基金に返納するものとする。

## 第3 地域提案重点枠（以下「重点枠」という。）

1 重点枠は、別表第1の市町村の提案事業の中から優れた事業を選定し、その事業に係る経費について市町村に対して交付するものとし、その額は同表に掲げる交付率とし知事が定める額とする。

## 第4 予算の内示

### 1 基本枠

(1) 県農林水産部長（以下「部長」という。）は、各農林事務所管内の市町村毎の算定額により交付金を配分し、県農林事務所長（以下「所長」という。）に通知する。

（第1号様式）

(2) 所長は、管内各市町村へ交付金の上限額を内示する。(第2号様式)

## 2 重点枠

(1) 本事業を実施しようとする市町村は、事業の実施前年度の10月10日までに森林環境交付金事業要望書(以下「要望書」という。第3号様式)を所長に提出する。

(2) 所長は、要望書の内容を審査し、意見を付して、森林環境交付金事業予定調書(第4号様式)により10月末日までに部長に協議する。

(3) 部長は、要望書の内容が適切であると認めるときは、所長に交付金を内示する。(第5号様式)

(4) 所長は、前号の通知を受け、市町村に交付金を内示する。(第6号様式)

## 第5 要望の取下げ

1 市町村は、第4の2の(4)の内示又はこれに付された条件に不服があるときや、やむを得ない理由があるときは、第4の2の(1)の事業要望を取り下げることができる。

2 市町村は、前項の規定により事業要望を取り下げようとするときは、交付の決定前に事業要望取下げ届出書(第7号様式)を所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の届出内容が適切であると認めるときは、意見を付して、部長に提出する。(第8号様式)

## 第6 事業計画及び交付の申請

1 第4の1の(2)の内示を受け事業実施を計画する市町村または第4の2の(4)の内示を受けた市町村は、森林環境交付金(長期)事業計画書(以下「事業計画」という。第9号様式)を作成し、交付要綱第3条の規定に基づき森林環境交付金交付申請書(交付要綱様式第1号)に添えて別に定める日までに所長に提出する。

2 所長は、前項の申請内容が適切であると認めるときは、交付金の交付を決定し、指令書(第10号様式)で市町村に通知するとともに、事業計画を部長へ報告する。(第11号様式)。

## 第7 事業の変更

### 1 重要な変更

(1) 市町村は、交付要綱第4条に定める軽微な変更以外の重要な変更をするときは、交付要綱第5条に基づき森林環境交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(以下「変更申請書」という。交付要綱様式第3号)を所長に提出する。ただし、事業内容の変更を伴わない入札による減額のみときは、「森林環境交付金(長期)事業計画書」の添付を省略できる。

(2) 所長は、前号により交付金に減額を生じる変更申請書を受理したときは、申請内容を審査する。申請内容が適切であると認めるときは、交付金の交付を決定し、指令書(第10号様式)で市町村に通知するとともに、事業計画を部長へ報告する。(第11号様式)。

(3) 所長は、第1号により交付金に増額を生じる変更申請書を受理したときは、意見を付して、部長に協議する。(第12号様式。以下「協議書」という。)

- (4) 部長は、前号の協議書の内容が適切であると認めたときは、所長に回答する（第13号様式）。また、交付金の追加の内示を要する場合は、速やかに手続きを行うものとする。
- (5) 所長は、前号の回答を受け、市町村に通知する。

## 2 軽微な変更

市町村は、交付要綱第4条第1項に掲げる軽微な変更をしたときは、その内容を第9により所長に報告する。

## 第8 関係法規に基づく許認可

市町村は、事業実施に当たっては関係法規に規定する所定の手続きを経ておくものとする。

## 第9 実績報告

市町村は、交付対象事業が完了したときは、森林環境交付金事業実績書（第14号様式）を添付の上、森林環境交付金事業実績報告書（交付要綱様式第5号）を所長に提出する。

なお、交付要綱に規定する「その他必要な書類」とは、該当する対象分野に係る書類とする。

## 第10 成果確認及び交付金の額の確定

所長は、第9の実績報告があったときは、遅滞なく交付金事業成果確認調書（以下「調書」という。第15号様式）により検査を行い、事業内容が適切であると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定する。

なお、重点枠については（基本枠は必要があると認めたとき）、調書の作成に当たり事前に成果確認実施通知書（第16号様式）により現地調査を実施する。

## 第11 交付金の支出完了報告

所長は、交付金の支出を完了したときは、交付金支出完了報告書を当該年度の翌年度の4月末日までに部長へ提出する。（第17号様式）

## 第12 関係書類の整備

当該事業の実施にあたっては、以下の書類を整備し、事業完了年度から5年間保存する。

### (1) 予算関係書類

交付金交付申請書及び添付資料の原本

交付金交付指令書及び通知書

### (2) 会計帳簿等

収支整理簿

現金出納簿

- (3) 支払証書書類（見積書）
- (4) 法令に基づく許認可届等の書類の原本等
- (5) 往復文書
- (6) 財産台帳
- (7) その他関係書類
  - 交付金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び書類
  - 労務者名簿
  - 請書
  - 委託契約書
  - 写真
- (8) その他必要により書類を整備しておくものとする。

附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度事業から適用する。
- 2 平成18年度事業については、第4の2の(1)の10月10日と第4の2の(2)の10月末日をそれぞれ別に定める日に読み替えるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成23年8月8日から施行し、平成23年度事業から適用する。

別表第 1 ( 第 2 及び第 3 関係 )

交付金の使途に関するガイドライン

1 基本的な考え方

交付金の対象とする事業は、森林環境の保全と県民全体で森林を守り育てる意識の醸成という森林環境税の導入の趣旨に則ったものでなければならない。

2 共通事項

(1) 交付対象経費は、交付金事業の性質を鑑み、想定される経費を代表的に列挙したものであり、その他の経費についても必要があれば対象とする。

ただし、以下の経費は対象としない。

- ア 既存事業の財源振り替え ( 新たな展開又は拡大を図るものを除く。 )
- イ 国庫及び県単補助事業の市町村負担分
- ウ 施設の維持管理費 ( 法令で定める耐用年数を超えている外構施設、非木造又は外材から県産材への切り替え、利便性の向上を図る改修を除く。 )
- エ 職員人件費
- オ 不動産

(2) 重点枠の交付対象経費は、事業費のみを対象とする。事業の執行上必要な事務費については、基本枠の交付対象経費とする。

3 個別事項

(1) 基本枠

県民全体で森林を守り育てる意識の醸成や森林整備による森林環境の保全に資する事業を対象とする。

なお、対象分野毎の事業費の構成については、市町村の裁量に委ねるものとするが、「森林環境学習の推進」の実施は必須とする。

また、「森林整備の推進」に係る事業については、各施工箇所にPR看板を設置することとし、数量及び規格等については、市町村の裁量に委ねる。

対象分野	対象分野の考え方 ( 交付対象経費 )	交付率
<p>県民参画の推進</p>	<p>地域住民の関心を高め森林づくりへの参画を促進する事業や、地域の森林文化を保全・伝承する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など</p> <p>事業の例示 a 森林ボランティア等への参加の動機付けとするための</p>	<p>第 2 に定める算出基礎により得られる額以内</p>

	<p>自然観察会や林業体験学習会の実施</p> <p>b 森林の保育から木材の伐採・流通加工までの資源の循環について学ぶ現地研修会の実施</p> <p>c 伝統的な生活様式や木炭製造等の技術などの森林文化を伝承するための講師派遣や研修会の実施</p>
<p>森林の適正管理推進</p>	<p>民有林における整備計画の策定や調査、施業協定の締結又は森林環境学習やボランティア活動フィールドとして活用する国有林における調査・連絡調整など、森林の適正管理につながる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 など</p> <p>事業の例示</p> <p>a 住民参画による民有林整備計画の策定</p> <p>b 荒廃が懸念される民有林の現況調査や境界の立会確認</p> <p>c 民有林の適正管理を図るための施業協定等の推進</p> <p>d 活動フィールドとしての国有林の調査や連絡調整</p> <p>e 森林整備計画の策定に係る委員会の開催</p>
<p>森林環境学習の推進</p>	<p>小・中学校の児童・生徒を対象に森林環境学習を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 など</p> <p>注</p> <p>a 「備品購入費」とは、耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上の物品の購入費を指す。</p> <p>なお、備品購入費については、あらかじめ事業計画書に記載することを要する。</p> <p>事業の例示</p> <p>a 宿泊学習の際の林業体験教室の実施</p> <p>b 学校林や近くの森林を活用した林業体験教室の実施</p> <p>c 溪流内の生物の観察や溪流魚の放流活動など、森林生態系の保全に資するための環境学習の実施</p>
<p>森林整備の推進</p>	<p>荒廃が懸念される森林の公益的機能の保全を目的とし、住民参画による森林と人との共生又は地域課題の対応につながる森林の整備を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>(委託料、工事請負費 など)</p>

	<p>注</p> <p>a 国有林、県営林、公社造林地は事業の対象としない。</p> <p>b 保安林は、森林法による許認可を得ることを条件に対象とする。</p> <p>c 森林整備と一体的に取り組む遊歩道の整備や現地発生材を活用した階段・木柵の設置等を含む。</p> <p>事業の例示</p> <p>a 住民参画による森林と人との共生 森林環境学習やレクリエーションの場の整備 など</p> <p>b 地域課題の対応 住民に身近な里山林の整備、住民生活の安全確保のための森林整備、野生動物との共生森林の整備、道路沿線の森林景観整備、公益性を有する病虫害被害林跡地整備 など</p>	
--	---	--

(2) 重点枠

県産材又は木質バイオマスの利活用等による森林環境の保全に資する事業を対象とする。

対象分野	対象分野の考え方（交付対象経費）	交付率
県産材の利活用推進	<p>市町村有施設、学校並びに未就学児が通う幼稚園及び保育施設において県産材の利活用を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。 （原材料費、備品購入費 など）</p> <p>ア 木造・木質化や外構施設整備工事を行う場合に、当該事業に要する経費のうち材料費について交付する。</p> <p>イ 木製机椅子などの物品導入を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p> <p>注</p> <p>a 県有施設は事業の対象としない。</p> <p>b 県産材とは、県内で生育する森林から伐採されたものをいう。</p> <p>c 材料とは、素材または製品をいう。</p> <p>d 木造・木質化における材料には、内装材の外、外壁材や構造材等を含む。</p> <p>事業の例示</p> <p>a 内装木質化における県産材の利活用 学校、文化施設、観光物産施設、</p>	<p>ア 工事の場合 10/10以内 (交付金上限 700万円/市町村)</p> <p>イ 物品の場合 1/2以内 (交付金上限 200万円/市町村)</p>

	<p>レクリエーション施設 等</p> <p>b 外構施設における県産材の利活用 丸太遊具、あずまや、木柵、階段工 等</p> <p>c 林道等の機能向上のための排水施設などにおける県産材の利活用</p> <p>d 県産材を使用した木製品の導入 児童・生徒用机椅子、教卓、戸棚、本棚、テーブル、ベンチ 等</p>	
木質バイオマスの利活用推進	<p>市町村有施設、学校並びに未就学児が通う幼稚園及び保育施設にペレットストーブ又は薪ストーブを導入する場合に、当該事業に要する経費について交付する。 (備品購入費 など)</p> <p>注 a 設置・取付工事費用を含む。</p>	10/10以内 (交付金上限 40万円/台)
その他	<p>上記の対象分野に属さない、創意工夫を凝らした独自の事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する。</p>	類似する 対象分野に 準じる(注)

(注) 類似する対象分野が存在しない場合は、別に部長が定めることとする。